



令和7年度

下野市奨学生募集要項(高等学校・大学等)

◎受付期間

令和6年11月1日(金)～12月10日(火)

＊お問い合わせ先＊

下野市教育委員会事務局
教育総務課

☎0285-32-8917

下野市笹原26番地(市役所3階)

1 奨学生の資格 ※下記の条件をすべて満たす方

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校または専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学または専修学校の専門課程を含む）に在学又は入学しようとする方
- (2) 学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方
※学業成績は5段階評定で3.0（平均）以上
- (3) 経済的理由により修学が困難な方
※栃木県育英会の算定基準に準じています。
詳しくは 5 ～ 7 ページをご覧ください。
- (4) 確実な連帯保証人を2名つけることができる方（うち1名は保護者）
※連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納しており、貸付に係る債務を保証し得る能力があると認められる方
- (5) 保護者が下野市に1年以上住所を有する方
- (6) 他の機関から奨学金その他これに類するものの給付又は貸付を受けていない方

2 貸付金額

○高等学校奨学生

修学資金 月額 20,000 円

入学一時金 100,000 円

※入学一時金は、修学資金と併用でのみ貸付できます。



★組み合わせ一覧

項目	修学資金月額	入学一時金	貸付総額	償還月額（目安）	償還期間
高校生	20,000 円	100,000 円	820,000 円	約 11,400 円	貸付期間の 2 倍
		—	720,000 円	10,000 円	

○大学奨学生

修学資金 月額 30,000 円
 月額 40,000 円
 月額 50,000 円

} 3 つの中から **自由に選択**

入学一時金 修学資金との併用でのみ貸付できます。
 修学資金月額によって金額が異なります。
 ただし、修学資金月額 5 万円貸付の方は対象外です。

★組み合わせ一覧

項目	修学資金月額	入学一時金	貸付総額	償還月額（目安）	償還期間
大学生 （2年制）	30,000 円	500,000 円	1,220,000 円	約 20,300 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	720,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
	40,000 円	300,000 円	1,260,000 円	21,000 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	960,000 円	16,000 円	
	50,000 円	—	1,200,000 円	20,000 円	
大学生 （3年制）	30,000 円	500,000 円	1,580,000 円	約 17,600 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,080,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
	40,000 円	300,000 円	1,740,000 円	約 19,300 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,440,000 円	16,000 円	
	50,000 円	—	1,800,000 円	20,000 円	
大学生 （4年制）	30,000 円	500,000 円	1,940,000 円	約 16,200 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,440,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
	40,000 円	300,000 円	2,220,000 円	18,500 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,920,000 円	16,000 円	
	50,000 円	—	2,400,000 円	20,000 円	

3 提出書類 教育総務課窓口（下野市役所3階）に提出してください。

- (1) 下野市奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 出身学校長または在學校長が作成した市奨学金貸付推薦調書
（様式第2号）
- (3) 成績証明書（在学生ののみ）
- (4) 学生証の写し（新入学生ののみ・入学後に提出）
- (5) 在学証明書の写し（在学生ののみ）
- (6) 連帯保証人2名（うち1名は保護者）の印鑑登録証明書
- (7) 連帯保証人が市外在住の場合（令和6年1月1日現在で市外に住民登録があった場合も含む）は、課税標準額が記載されている証明書等及び
市区町村税納税証明書

※下野市の場合は住民税決定証明書です。ご不明な場合はお住いの自治体の
税務関係の部署へお問い合わせください。

※保護者及び保護者以外の連帯保証人が市内在住の場合は、申請書の同意に
基づき、教育総務課で課税標準額及び納税状況の確認をいたします。

4 奨学生の選考結果の通知

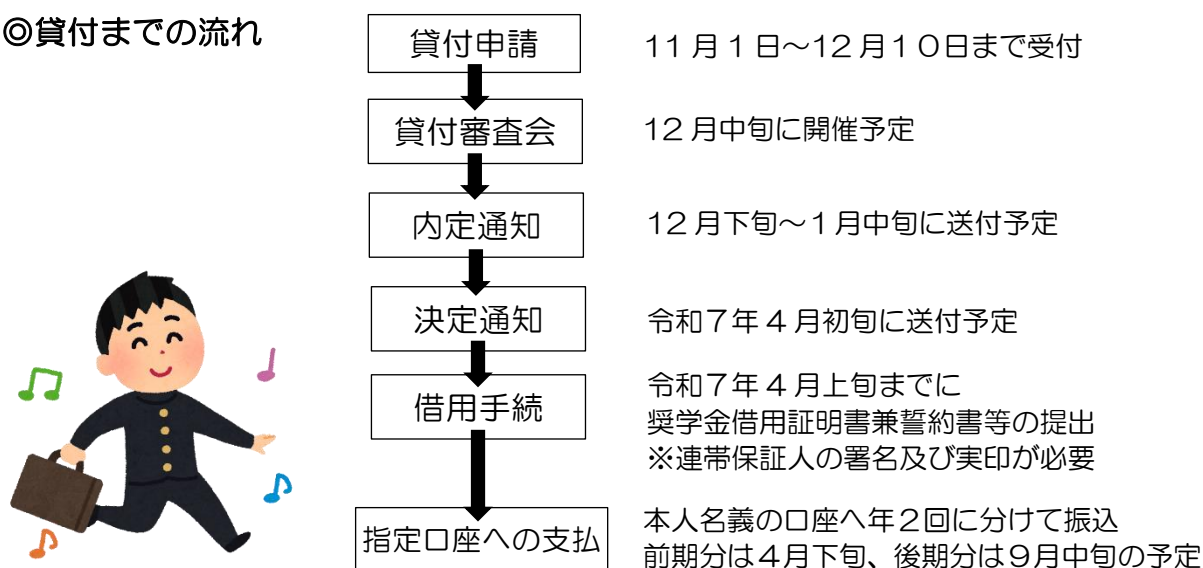
下野市奨学金貸付審査会において審査を行った結果を、12月下旬～
1月中旬ごろに通知します。

5 貸付期間

正規の修業期間

※貸付額は前期（4月末）と後期（9月中旬）の2回に分けて、本人
名義の口座に振り込みます。ただし、入学一時金は前期分にまとめて
振り込みます。

◎貸付までの流れ



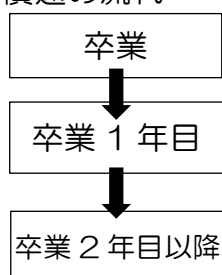
6 償還期間及び償還方法

貸付期間の2倍または2.5倍の期間内に償還（年賦、半年賦、月賦）
※奨学金の貸付は無利子で行いますが、償還が遅延した場合は延滞金が発生する場合があります。

7 償還一部免除制度について

若い方々の市への定住促進を目的として、居住要件等、いくつかの要件をすべて満たした方の奨学金の償還を一部免除する制度を実施しています。詳しくは10ページ～13ページをご確認ください。

◎償還の流れ



貸付が終了。

卒業1年目は償還がありません。

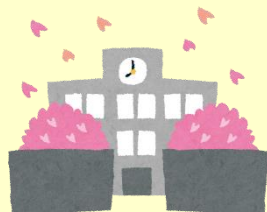
卒業2年目から償還が開始。

貸付期間の2倍または2.5倍で償還。

年度初めに送付される納付書（12枚）を使用し、納付書の納期限までに償還してください。



【例】大学生（4年制） 月額5万円貸付



大学1年生

大学4年生

卒業1年目

卒業2年目

卒業11年目



貸付総額 240万円

$(5万円 \times 12ヶ月 \times 4年間) = 240万円$
修学資金総額

条例により卒業2年目から償還開始

償還総額 240万円

月賦 2万円×12か月×10年間

（卒業2年目～卒業11年目の計10年間で償還）
※償還者には、毎年4月に1年分の納付書を送付しておりますが、前倒して何年分かをまとめて償還すること（早期償還）をご希望の方は、事前に教育総務課にご相談ください。

表 1 (A)

下野市から住民税が課税されている方は税額決定通知書赤枠の金額をご確認ください。

市民税・住民税決定通知書の例（特別徴収：給与所得のみの方）

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書																
所得	給与収入									課税標準	総所得③					
	給与所得(所得金額調整控除後)										山林所得					
	その他の所得計										分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等					
						主たる給与以外の合算所得区分										
						総所得金額①										
所得控除	雑損									控除	障・寡・ひ・勤					
	医療費										配偶者					
	社会保険料										配偶者特別					
	小規模企業共済										扶養					
	生命保険料										基礎					
	地震保険料										所得控除合計②					
(摘要)																

1,000,000 総所得③が課税標準額の金額です。

表 1 (B)

市民税・住民税決定通知書の例（普通徴収：給与所得以外がある方）

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 課税説明書										住所コード		世帯コード		基本コード		
総合課税所得金額	営業等									雑損						
	農業									医療費						
	不動産									社会保険料・ 小規模企業共済						
	利子									生命保険料						
	配当									地震保険料						
	(収入)									障害者・寡婦・ ひとり親・勤学						
	所得(所得金額 調整控除後)									配偶者・配偶者特別						
	(収入)									扶養						
	所得									基礎						
	業務・その他雑									合計						
総合譲渡									総所得・山林・退職							
一時									分離短期譲渡							
総所得金額									分離長期譲渡							
分離課税所得金額等									株式等譲渡・土地株式 等配当等・先物・商品等							
									扶養 特定 内							
									扶養 老人 内							
									扶養 その他 内							
									扶養 普通 内							
									未成年 内							
									寡婦 内							
									ひとり親 内							
									勤学 内							
合計所得金額																
繰越損失																
総所得金額等																
										住所コード		世帯コード		基本コード		
										通知書番号						
										税額控除前所得割						
										調整控除						
										配当控除						
										住宅購入金等特別税額控除						
										寄附金税額控除						
										外国税額控除・税額調整額						
										税当扶養控除・定額減税額						
										所得割						
										均等割						
										森林環境税額						
										年税額						
										減免額・免除額						
										給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額						
										公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額						
										普通徴収の方法によって徴収する額の合計額						
										所得割控除不足配当割額・株式等譲渡所得割額控除額						

100 総所得金額が課税標準額の金額です。

所得が奨学金貸付対象になるかどうかの判定例

【世帯の状況】

- ・長女が大学進学のため奨学金を申請する場合
- ・家族構成は 父、母、長女（奨学生）、次女（妹：中学生）
長男（弟：小学生）
- ・父親の年間所得金額（課税標準額）が 400万円
- ・母親の年間所得金額（課税標準額）が 300万円



手順① 令和5年（前年）中の「課税標準額」を調べる。

※下野市在住で住民税が課税されている方は、P5「表1(A)」を参照してください。

⇒次ページの所得要件算定基準額の計算式により、
世帯の基準額を計算します。（世帯合算）

手順② 上記①で求めた金額が所得要件算定基準額【381,500円】の範囲内で
あれば貸付対象となります。

【具体的な計算】

① 父親の基準額の計算

$$400\text{万円（課税標準額）} \times 6\% = 24\text{万円（基準額）}$$

② 母親の基準額の計算

$$300\text{万円（課税標準額）} \times 6\% = 18\text{万円（基準額）}$$

③ 世帯合算の基準額の計算（①+②）

$$24\text{万円} + 18\text{万円} = 42\text{万円（世帯合算基準額）}$$

④ 市民税調整控除額の計算（父+母）

$$（基礎控除5\text{万円} \times 5\%） \times 2 = 5,000\text{円（世帯合算額）}$$

⑤ 多子控除 40,000円

⑥ 控除額を差し引いた額の計算（③-④-⑤控除額）

$$42\text{万円} - 5,000\text{円} - 4\text{万円（多子控除）} = \text{所得要件算定基準額 } 375,000\text{円}$$

⑦ 381,500円以下なので、**貸付対象**となります。

世帯人数	家族構成の例	世帯の年間給与収入金額 （☆が会社員等）	世帯の年間所得金額 （☆が自営業等）
3人	本人、親1（☆）、 親2（無収入）	1,113万円	879万円
4人	本人、親1（☆）、 親2（☆）※1、中学生	1,250万円	892万円
5人	本人、親1（☆）、親2 中学生、小学生	1,334万円	958万円

収入および所得の上限額の目安

所得要件算定基準額とは

父母またはこれに代わって家計を支える人の給与収入金額または所得金額に基づき、下記の計算式により算出した額です。

$$\begin{aligned} \text{所得要件算定基準額} &= \text{課税標準額} \times 6\% \quad \dots (注①) \\ &\quad - (\text{市民税調整控除額}) \quad \dots (注②) \\ &\quad - (\text{多子控除}) \quad \dots (注③) \\ &\quad - (\text{ひとり親控除}) \quad \dots (注④) \end{aligned}$$

注① 課税標準額とは、市民税・県民税の計算の基礎となる金額です。特別徴収税額決定通知書や課税証明書において、「課税標準額」、「課税総所得額」と記載された金額です。

給与所得者以外の所得額については、収入金額から必要経費（売上原価や営業経費等を差し引いた金額が総所得額になります。（1万円未満切捨て）

※下野市で住民税が課税されている方は表1 (A) 表1 (B)を参考にしてください。

注② 市民税調整控除額の計算式は下記のとおりです。

【課税標準額が200万円以下の者】

【課税標準額が200万円以上の者】

次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税3%、市民税2%）に相当する金額

①の金額から②の金額を控除した金額の（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税3%、市民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②課税標準額

②課税標準額から200万円を控除した金額

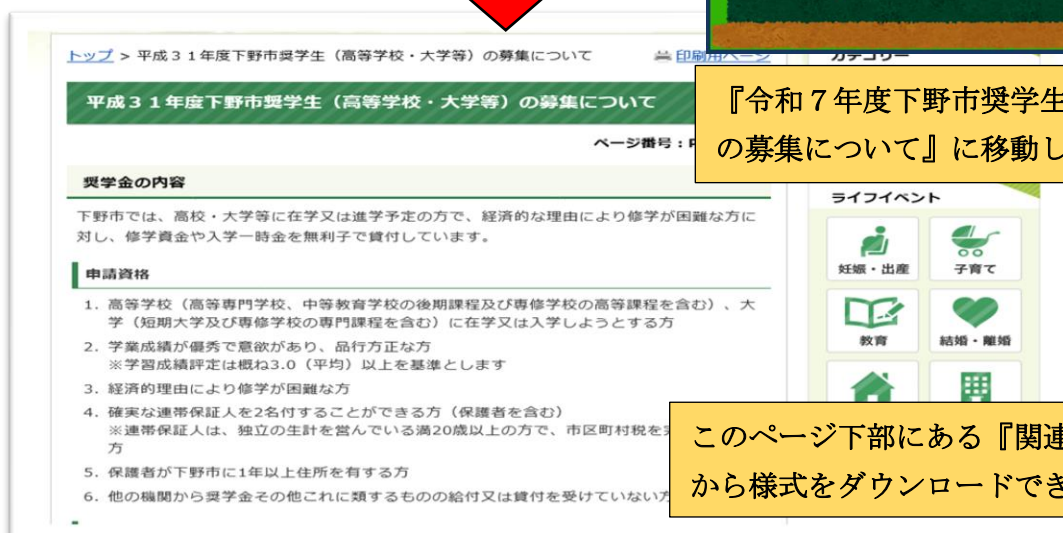
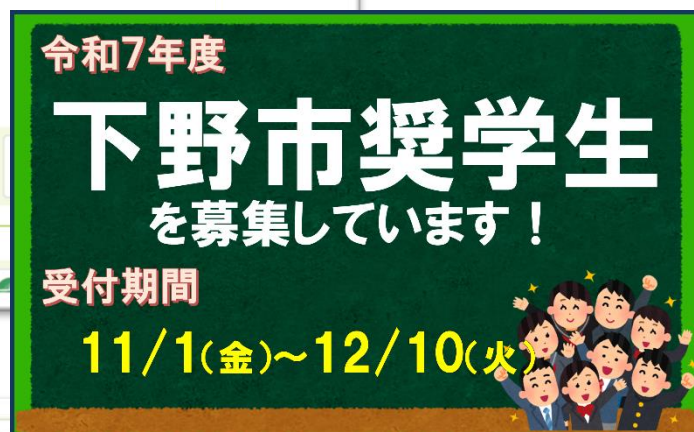
控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円		50万円超 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

注③ 父母またはこれに代わって家計を支える人が、2人を超える子ども（就学者又は就学前の子）を扶養している場合、2人を超える子どもにつき 40,000円を控除します。

注④ ひとり親世帯に該当する場合、40,000円を控除します。

☆ 様式ダウンロードの方法について

【下野市公式ホームページ：http://www.city.shimotsuke.lg.jp/】より



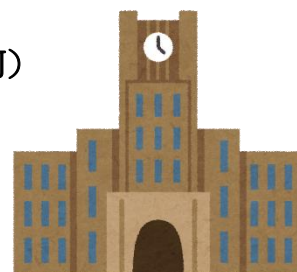
このページ下部にある『関連資料』から様式をダウンロードできます。

○下野市奨学金 償還一部免除制度について

1. 償還一部免除の条件

下記の（１）～（６）のすべての要件を満たすことが条件になります。（条例１２-２）

- （１）下野市奨学金の貸付期間が２年以上であること。
- （２）在学する学校を正規の修業期間内で卒業していること。
※傷病等やむを得ない事情により休学等をした場合を除きます。
- （３）最終学校を卒業した月の翌月から１年以内に市内に居住し、引き続き５年以上継続して居住していること。
※大学卒業後、大学院に進学した場合は、大学院が最終学校になります。
- （４）市内に居住している間に就業していること。（市外の事業所等でも可）
※妊娠その他正当な理由により就業が困難な場合は除きます。
- （５）遅滞なく下野市奨学金の償還をしていること。
※大学院等、さらに上級の学校に進学したときの償還猶予は除きます。
- （６）市税を完納していること。



- 2. 償還免除額 修学資金総額の**４分の１**を免除します。（規則１４-３）
※１００円未満の端数が生じた場合は切り捨て。
※入学一時金は償還一部免除の対象外です。



3. 申込方法 事前申請及び本申請が必要です。

- （１）事前申請……下記①～④の書類を教育総務課へ提出してください。

- ①下野市奨学金償還免除事前申請書（様式第１０号）

※奨学生であった方、保護者及び連帯保証人の連署が必要です。

- ②最終学校の卒業証明書（卒業を証明できる書類）

- ③住民基本台帳確認のための同意書（様式第１１号）

- ④就労証明書（様式第１２号）

※自営業者としての就労等の理由により提出が難しい場合は、就労している事実を証明する書類。

※「就労証明書」は、必ず就労先の事業所に作成を依頼してください。

☆審査後、申請者には**下野市奨学金償還免除候補者決定通知書**（以下、「候補者決定通知書」という。）をお送りします（規則１３）。

○ご注意

☆候補者決定通知書の受取後、住所や氏名に変更等があった場合は、下野市役所教育総務課までご連絡のうえ、「**下野市奨学金奨学生等異動届**（様式第5号）」を必ず提出してください（規則10）。

☆候補者決定通知書の受取後、償還一部免除の要件を満たすことができなくなったと認められる場合は、奨学金の償還一部免除の決定が取り消されますので、注意してください（規則13-5）。その場合は「**下野市奨学金償還免除候補者決定取消通知書**」をお送りします。

（2）本申請……償還一部免除の条件をすべて満たした後、下記①～④の書類を教育総務課へ提出してください。

①下野市奨学金償還免除申請書（様式第15号）

※奨学生であった方、保護者及び連帯保証人の連署が必要です。

②住民基本台帳確認のための同意書（様式第11号）

③就労証明書（様式第12号）

※自営業者としての就労等の理由により提出が困難な場合は、就労している事実等を証明する書類。

※「就労証明書」は、必ず就労先の事業所に作成を依頼してください。

④市税を完納していることを証明する書類

☆書類審査後、すべての条件を満たしたと認められる申請者には**下野市奨学金償還免除決定通知書**（以下、「償還免除決定通知書」という。）をお送りします（規則14-2）。

○ご注意

償還残額がある場合は、免除決定通知書を受け取った後も償還を続ける必要があります。償還免除決定通知書の内容を十分ご確認ください。

（償還一部免除の流れについては、次ページをご覧ください。）

例：大学生（4年制/修学資金月額5万円貸付）の場合

大学1年生～大学4年生
（貸付期間）

卒業（貸付終了）

償還開始

事前申請

候補者決定通知書交付

本申請

償還免除決定書通知交付

奨学金の償還継続

奨学金の償還一部免除

貸付総額 240万円

（5万円×12か月×4年間）【修学資金】

この場合、貸付期間の2.5倍の期間である
10年間（月額2万円ずつの償還）で償還します。

卒業2年目から奨学金の償還が始まります。

事前申請がないと本申請ができません。

候補者決定通知書が届いたら、本申請のとき
まで大切に保管してください。

本申請がないと正式な決定にはなりません。

事前申請後、以下のすべての条件を満たした後
に本申請をしてください。

- ・卒業後1年以内に下野市に居住し、以後5年間
継続して居住し続けている。
- ・市内に居住している間に就業している。
- ・下野市奨学金を遅滞なく償還している。
- ・市税を完納している。

修学資金総額240万円の4分の1を免除

→60万円の免除

奨学金の償還残額が60万円になるまで
奨学金の償還を続けます。

奨学金の償還残額が60万円になったとき、
（今回の場合、償還開始から7年6か月後）
それ以降の奨学金の償還を免除します。

※高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校または専修学校の高等課程を含む）及び
大学（短期大学または専修学校の専門課程を含む）の両方で下野市奨学金を利用した場合、
償還免除の対象になるのは大学奨学金のみとなります。

※下野市奨学金償還残額が修学資金総額の4分の1以下になっている場合は、その差額を払い
戻します。

※下野市奨学金の償還がすべて終了している場合は、修学資金総額の4分の1を払い戻します。

○償還と免除額の例

◇修学資金月額4万円、入学一時金30万円、4年間の貸付の場合

○償還総額が222万円（4万円×12か月×4年間+30万円）なので、
償還一部免除がない場合は、月1万9千円ずつ5年間、月1万8千円ずつ5年間
【計10年間】（償還期間の2.5倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の192万円×1/4＝**48万円**であり、
（※入学一時金30万円は免除の対象外になります。）
償還一部免除後の償還総額は222万円－48万円＝**174万円**です。
そのため、月1万9千円ずつ5年間、月1万8千円ずつを2年9カ月、月6千円を1カ月
【計7年10カ月間】で償還していただきます。

◇修学資金3万円、入学一時金なし、3年間の貸付の場合

○償還総額が108万円（3万円×12か月×3年間）なので、
償還一部免除がない場合は、月1万5千円ずつ6年間（償還期間の2倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の108万円×1/4＝**27万円**であり、
償還一部免除後の償還総額は108万円－27万円＝**81万円**です。
この場合、本申請ができる5年後には、1万5千円×12か月×5年間＝90万円を
すでに償還しているため、
償還一部免除決定後、償還一部免除後の償還総額である81万円との差額分である
9万円を払い戻します

◇修学資金月額3万円、入学一時金なし、2年間の貸付の場合

○償還総額が72万円（3万円×12か月×2年間）なので、
償還一部免除がない場合は、月1万5千円ずつ4年間（償還期間の2倍の期間）の償還です。

○償還免除額は修学資金総額の72万円×1/4＝**18万円**であり、
償還一部免除後の償還総額は72万円－18万円＝**54万円**です。
この場合、本申請ができる5年後には、72万円全額を償還しているため、
償還一部免除決定後、修学資金総額の4分の1である18万円を払い戻します。

※ご不明な点がございましたら・・・

市のホームページをご覧になるか、もしくは教育総務課までお問い合わせください。

問い合わせ先：下野市笹原 26 番地(下野市役所3階) ☎0285-32-8917